



# 配偶者暴力防止法 (DV 防止法) が変わりました

昨年7月に一部改正法が成立し、平成20年1月11日に施行されました。

コラム

## 主な改正のポイント 保護命令制度の拡充

**1 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。**  
配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができます。

**2 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。**  
被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができます。

- 面会の要求
- 行動の監視に関する事項を告げること等
- 著しく粗野・乱暴な言動
- 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 汚物、動物の死体等の送付等
- 名誉を害する事項を告げること等
- 性的羞恥心を害する事項を告げること等

**3 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。**  
配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認められるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができます。

ご相談は、「パートナーシップさいたま」まで  
【パートナーシップさいたま】  
女性の悩み電話相談 TEL048-643-5813 月～金 10時～20時 土日祝 10時～16時  
DV、女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の人間関係などのご相談に応じています。  
その他の施設でも相談を行っています。日時詳細は「市報さいたま」でご確認ください。

内閣府の配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

## 男女共同参画社会情報誌「You & Me ～夢～」 通信員を募集します！

通信員は、企画から編集まで携わり、市と協働して情報誌をつくるボランティアです。



今号特集ページ  
通信員の取材風景

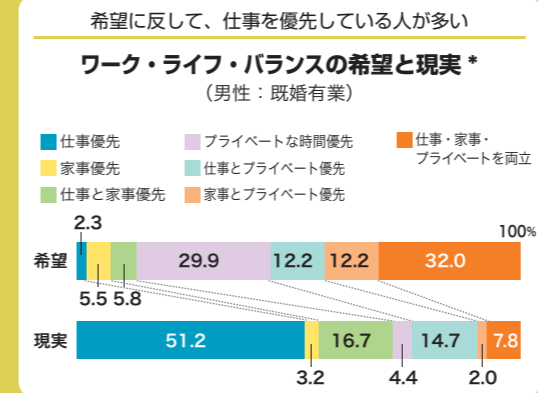
- 対象** 市内在住・在勤・在学の方  
(ただし、年3回程度開催する平日昼間の会議に出席できる方 ※会議開催時は託児あり(対象：2歳～学齢前))
- 募集人数** 8名以内
- 任期** 平成20年4月1日～平成22年3月31日(2年間)
- 応募方法** 任意の用紙(A4縦長・横書き)に、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業(又は所属団体)、電話番号、「男女共同参画社会情報誌に関する感想と男女共同参画についての意見」(1,000字以内)を記入し、直接、郵送、FAX又はEメールで男女共生推進課へ。
- 応募締切** 平成20年3月6日(木) 必着
- 結果通知** 3月末日までに応募者全員に結果をご連絡します。
- 問合せ・提出先** 男女共生推進課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL 829-1231 FAX 829-1969  
E-mail: danjo-kyosei@city.saitama.lg.jp

インフォメーション

# なぜ、今、ワーク・ライフ・バランスが必要なのか

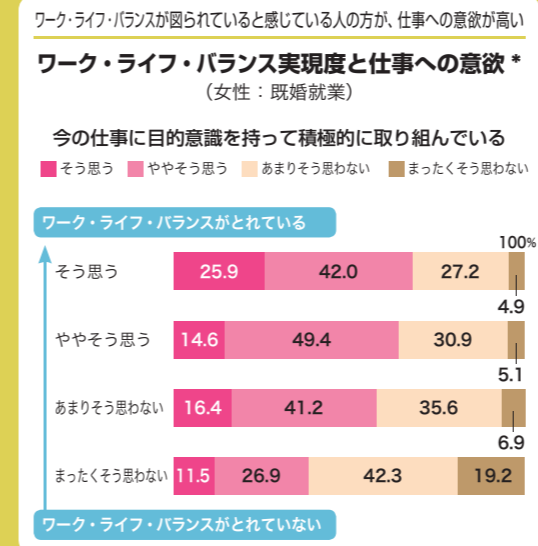
## 個人

仕事と家庭の両立を望む男性は増えていますが、忙しすぎて仕事中心になっているのが現状。そのため多くの女性が家事・育児・介護等の家庭責任を担い、結婚・出産後に仕事を続けられないことが大半です。個人にとってワーク・ライフ・バランスは、様々な活動を自ら希望するバランスで行うことが必要なのです。



## 個々の企業・組織

ワーク・ライフ・バランスに取り組むことは、企業・組織にとって「明日への投資」となります。団塊世代の大量退職や、人口の減少で若年層人材の獲得が難しいなか、多様で有能な人材の獲得や定着が可能になります。また社員の満足度が仕事への高い意欲につながり、生産性も向上。将来の成長につながります。



## 社会全体

日本の労働生産性は諸外国と比較して低いです。一人ひとりの持つ能力を十分に活用し、生産性の高い働き方に転換すれば、経済社会の活力向上を実現できます。また人口減少による労働力の減少、少子化の進行、地域社会のつながりの希薄化の観点からみても、働き方の見直しは必要です。

\* 男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告(平成19年7月) 参考図表より作成

ワーク・ライフ・バランスの実践者

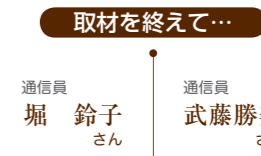


太陽商工  
工事部 工事二課 主任  
**坂江 拓也**さん  
「資格取得助成制度」を利用して、給排水設備工事責任技術者の資格を取得。

資格取得で、仕事のモチベーションアップ  
坂江拓也さんは、太陽商工に入社して4年。同社の「資格取得助成制度」を利用して、排水設備工事責任技術者の資格を取りました。この制度最大の効果は「仕事のモチベーションがあがった」ことです。  
「仕事の範囲が増えるし、知識も豊富になり、仕事の質も上がりました。また今後も自己啓発したいという、前向きな気持ちです。」

「週に2日ほど学校に通っていますが、17時30分には退社しなければなりません。そんな時、どんなに忙しい時期でも、職場の人が「今日は学校」

「週に2日ほど学校に通っていますが、17時30分には退社しなければなりません。そんな時、どんなに忙しい時期でも、職場の人が「今日は学校」



社長と社員の間に境界がなく、風通しの良さを感じました。また社員が希望を持って働くことが仕事の質につながるなど、社員を大切にしている企業が伸びるということが実感できました。